

男女共同参画の **視点**

意識から行動へ

～男女(ひと)が響き合うまち成田をめざして～

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、平成23～27年度の計画期間で策定された「第2次成田市男女共同参画計画」から今回は、「基本目標3.健康で安全・安心して暮らせる環境づくり」を取り上げます。

男女がそれぞれの身体の特徴を理解し合い、生涯を通じて心身共に健康に生活することは、男女共同参画社会を形成する上での基本です。

そのためには、男女の性差に配慮した健康の保持・増進のための総合的な「健康づくり」の推進、誰もが地域社会の中で安心して自立した生活を送れるような環境整備が重要となります。

市では、性別の違いにより発生する疾患や病態の差異を念頭において医療を行う「性差医療」についての知識の普及をはじめ、母子保健事業、各種医療相談などさまざまな施策を展開しています。



また、環境・建物・製品などを全ての人が利用しやすいように配慮してデザインする「ユニバーサルデザイン」を取り入れ、社会的に不利益を受けやすい高齢者や障がいのある人も、社会の一員として自立した生活を送れる「ノーマライゼーション」の理念に基づく環境整備を図り、あらゆる人が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参画計画は、各公民館、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)で見ることができます。くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

消費生活相談

Q&A

「火災保険で修理できる」と誘う屋根の修理トラブル

Q 突然自宅に来た業者から「屋根が傷んでいるようだ。加入している火災保険で修理ができる。無料で調査をして保険金の申請も手伝うので、工事しないか」と勧誘されました。火災保険で修理できるというのは本当ですか。

屋根が傷んでいるようなので
火災保険で
修理しませんか？



A 屋根の傷みが台風やひょうなどの自然災害によるものである場合は、火災保険の補償対象となる場合があります。しかし、自然災害の中でも地震による損傷の場合は地震保険の加入が必要など、保険の契約内容によって補償の範囲が異なりますので、事前によく確認する必要があります。

また、経年劣化など、火災保険の補償対象とならない損傷について「台風やひょうによる被害として申請すれば保険金が下りるので、無料で修理ができる」などとして、工事契約を結ばせようとするケースも見受けられます。こうした不正な保険金請求をするような契約をしてはいけません。

また、質問のほかにも次のようなトラブル事例があります。

- 修理工事を頼んだら内容がずさんだった
- 必要以上の工事をされ、予想を超えた高額な料金を請求された
- 工事契約をしたが、思ったほどの保険金が下りなかった
- 工事契約の後で解約を伝えたら高額な解約料を請求された

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で加入している損害保険会社に保険金の申請ができるかを連絡して、手続きの方法などを確認しましょう。

工事の内容によっては、クーリングオフできる場合があります。

工事を依頼するときは、複数の業者から無料で頼める見積もりを取るなどして、比較し、検討することが大切です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。